

# 患者の権利章典

1991 年 5 月 11 日  
1991 年度日本生協連医療部会総会にて確定

## 医療における民主主義

人間が人間として尊重され、いかなる差別も受けることなく、必要な医療を受けることは、私たち国民すべてが持つ基本的権利です。民主主義を求める運動が前進し、健康で文化的に生きる権利という憲法の理念が、国民の間に根づいてきています。この視点から、医療における公開と参加が求められるようになりました。

しかしながら現状は、医療の場においては患者の権利が確立されておらず、決して満足できるものではありません。患者の権利と責任、医療従事者と国・自治体それぞれの義務と責任について明らかにし、運動をすすめることは、医療の利用者・従事者双方にとって避けることのできない課題となっています。

## 医療生協

医療生協は、地域の人々が、それぞれの健康と生活にかかわる問題を持ち寄り、組織をつくり、医療機関を所有・運営し、役職員・医療従事者との協同によって問題を解決するための運動を行なう、消費生活協同組合法にもとづく住民の自主的組織です。

組合員は、出資、利用、運営を通じて、あらゆる活動の担い手です。保健・医療活動においても、単なる受診者・受療者ではなく、これらの活動に主体的に取り組むことが求められています。

医療生協では、班や家庭を基礎とし、地域で健康づくりの運動を進めています。ここでいう健康な暮らしとは、あらゆることに意欲的で、楽しく生きつづけることを可能にするため、自分を変え、社会に働きかけ、みんなが積極的に協力することです。これが私たちの追求する健康づくりの運動です。

組合員一人ひとりの参加と協同の力が、今日の医療生協をつくりあげました。人間のいのちを軽んじる動きもなくなっただけではありませんが、私たちは、これから参加と協同を大切にし、歩み続けます。

## 医療生協の「患者の権利章典」

医療生協の「患者の権利章典」は、組合員自身のいのちをはぐくみ、いとおしみ、そのために自らを律するものです。同時に、組合員・地域住民すべてのいのちを、みんなで大切にし、支え合う、医療における民主主義と住民参加を保障する、医療における人権宣言です。

**患者の権利と責任**

患者には、闘病の主体者として、以下の権利と責任があります。

**知る権利**

病名、病状（検査の結果を含む）、予後（病気の見込み）、診療計画、処置や手術（選択の理由、その内容）、薬の名前や作用・副作用、必要な費用などについて、納得できるまで説明を受ける権利。

**自己決定権**

納得できるまで説明を受けたのち、医療従事者の提案する診療計画などを自分で決定する権利。

**プライバシーに関する権利**

個人の秘密が守られる権利および私的なことに干渉されない権利。

**学習権**

病気やその療養方法および保健・予防等について学習する権利。

**受療権**

いつでも、必要かつ十分な医療サービスを、人としてふさわしいやり方で受ける権利。医療保障の改善を国と自治体に要求する権利。

**参加と協同**

患者みずからが、医療従事者とともに力をあわせて、これらの権利をまもり発展させる責任。

<b>医療生協と患者の権利章典</b>
---------------------

医療生協は、「医療における住民参加」「患者の満足する病院・診療所づくり」をめざして、1979 年以来、「医療の質は最終的には、患者の満足度ではかられる」という立場を明確にして、医療評価活動を行ってきました。

当時は、まだ、「医療の質は医者腕・医者の技術で決まる」という考え方が当たり前の風潮でしたから、この立場・考え方は、とても画期的なものでした。

その後、「医療生協とその運動の総合的な発展をめざす 5 カ年計画」（1988 年～1993 年）作成の議論のなかで、政府・厚生省の「疾病の自己責任論」に対し、「健康の自己主権論」の立場から、医療生協の健康観・医療観を確立していきました。

そして、1991 年、「医療生協の患者の権利章典」を確定しました。

闘病の主体者としての 5 つの権利（知る権利・自己決定権・プライバシーに関する権利・学習権・受療権）とこれらを守り発展させる責任を明確にし、組合員の参加と協同・学習で進めよう、と呼びかけたのです。